

中小企業金融の安定化に対する意見書

バブル崩壊後、日本経済は、押し寄せる不況の波にその出口を見出せないまま、耐え忍びを余儀なくされてきたが、近年、ようやく景気回復傾向であるとの兆しを示しているような報道も伺える。しかし、地方等における中小企業をとりまく情勢は、経営不振、雇用問題など予断を許さない状態にあり、地域間格差が増大している実情である。

国においては平成17年4月1日からのペイオフの完全実施や不良債権処理の進展等により、中小企業をめぐる金融経済情勢など、依然として厳しい状況であることから、なお一層の中小企業に対する資金供給の円滑化を図っていくことが強く求められているところである。地域における景気動向についても、改善傾向にはほど遠く、また、雇用情勢においても依然として非常に厳しい状況にある。

よって、国におかれましては、このような厳しい経営環境にある中小企業の実情を十分踏まえた上で、地域金融機関に対し公共性に立ち返らせ、官僚主導型の経営から利用者参加型への移行による対等の立場での相互支援を維持徹底させることで、中小企業に対する多面的な金融の円滑化を図り、さらには、政府系金融機関の統廃合等に対しても、地域経済の活性化に繋がるよう万全の措置を講じていただきたく強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年7月6日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内閣府特命担当大臣（金融・経済財政政策）
金 融 庁 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長